

四日市市教委告示第26号

四日市市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月18日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市就学援助費交付要綱（平成15年四日市市教委告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「児童生徒」とは、四日市市に住居を有し、公立小中学校に<u>在籍し、若しくは翌学年の初めから就学を予定している者</u>又は四日市市立小中学校に在籍している者をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「児童生徒」とは、四日市市に住居を有し、公立小中学校に在籍している者又は四日市市立小中学校に在籍している者をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

(教育委員会学校教育課)